特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊山町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊山町長

公表日

令和5年6月30日

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	予防接種に関する事務					
②事務の概要	本事務は、予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析を理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①予防接種法による予防接種対象者の把握 ②予防接種の接種履歴の管理					
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
予防接種対象者ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条 別表第1第10の項					
4. 情報提供ネットワークシ	111 1111 111					
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(要施する)(要施しない)(3)未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(令和3年9月1日以降は番号法の改正により、第19条第8号となる) 別表第2第 17、18、19の項 別表第二16の3項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	生活福祉部保健センター					
②所属長の役職名	保健センター所長					
6. 他の評価実施機関						
_						
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求					
請求先	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939					

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939 連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か 令和5年4月1			15年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞ	れ重点項目評価書又	は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記	已載			
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入手	を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワ	フークシステムを通じ		はい			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(扱	是供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・注	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監	查 [] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	各発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行ってい	る]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	保険課保健センター所長 安藤 光男	保険課保健センター所長 牛田 彰和	事後	必要箇所の修正
令和2年10月1日	Ⅱ しきい値判断項目	平成26年12月1日	令和2年10月1日	事前	必要箇所の修正
令和2年10月1日	IV リスク対策 情報提供ネットワークとの接続(入手)	課題が残されている	十分である	事前	必要箇所の修正
令和2年10月1日	IV リスク対策 情報提供ネットワークとの接続(提供)	なし	十分である	事前	必要箇所の修正
令和2年10月1日	IV リスク対策 特定個人情報の保管・消去	課題が残されている	十分である	事前	必要箇所の修正
令和3年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目	令和2年10月1日	令和3年4月1日	事後	必要箇所の修正
令和3年6月1日	I 関連情報 所属長の役名	保険課保健センター所長 牛田 彰和	保険課保健センター所長	事後	必要箇所の修正
令和3年7月9日	I 関連情報 法令上の根拠 (情報連携)	番号法第19条第7号 別表第2第17、18、19の項	番号法第19条第7号(令和3年9月1日以降は番号法の改正により、第19条第8号となる) 別表第2第17、18、19の項 別表第二16の3項	事前	令和3年9月1日に施行される 番号利用法の改正による修正
令和4年5月30日	一 部署 ①部署	生活福祉部保険課	生活福祉部保健センター	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	1 関連情報 5.評価実施期間における担当 部署 ①所属長の役職名	保険課保健センター所長	保健センター所長	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	豊山町 総務部総務課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 宇新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0001	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 宇新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	豊山町 総務部総務課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0001	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 宇新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和5年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	必要箇所の修正